

## 一般社団法人 長野県言語聴覚士会 研究会後援規程

1. 一般社団法人長野県言語聴覚士会が後援する研究会は、以下の内容とする。
  - (1) 一般社団法人長野県言語聴覚士会定款第2章に則っているもの。
  - (2) 研究会に所属する県士会員が5名以上いること。
  - (3) 代表者または事務局が会員名簿を管理していること。
  - (4) 予算・活動計画、活動報告、収支報告の管理をしていること。
  
2. 研究会活動費申請は以下の通りとする。
  - (1) 申請者は各研究会の代表者がする。
  - (2) 研究会活動費申請書を県士会 HP からダウンロードして、必要事項を記入する。
  - (3) 年度末の2月末日までに次年度分の申請書と会員名簿を添付の上、事業部まで郵送または **slhf.nagano.jigy@gmail.com** に PDF にして送信する。
  - (4) 総会議案書で予算化する必要があるため、提出期間は厳守する。
  - (5) 活動費の交付可否、助成金額については、理事会で協議し決定する。
  
3. 県士会 Zoom ミーティングアカウントの使用について
  - (1) 後援研究会は県士会 Zoom ミーティングアカウントを使用することができる。
  - (2) 県士会 HP <会員専用ページ> より空き状況を確認し、研究会開催1ヶ月前までに事務局オフィス担当：**slhf.nagano.jimukyoku@gmail.com** に予約依頼を行う。  
\*予約項目：日時、録画の有無、ホスト担当者会員名
  - (3) 使用の際は県士会員がホストとなり、アカウントを管理する。
  - (4) 県士会事業が優先となるため、状況によっては予約の変更を求められる場合もある。(県士会事業の予約も研究会同様に1ヶ月前を締切とする)
  
4. その他
  - (1) この規程に定めのない事項については、三役・理事会で協議し決定するものとする。
  - (2) この規程の改廃は総会の承認を得なければならない。
  - (3) この規程は平成30年5月20日から施行する。
  - (4) 令和4年5月22日一部改正(2.(3)捺印のある状態での削除、3の追加)
  - (5) 令和6年4月1日法人化により一般社団法人長野県言語聴覚士 研究会後援規程と名称変更